

“八王子”で創業してみませんか？

産業競争力強化法の規定に基づき八王子市が認定する

◆ 特定創業支援事業者 ◆

☆ 認定をうけることによる **メリット** ☆

- ① 株式会社設立にかかる
登録免許税の軽減(半額)!
- ② 創業関連保証枠(無担保・第三者
保証人なし)が1,000万円から
1,500万円に拡充!
- ③ 創業関連保証の特例が**事業開始
6か月前から対象に!**

※1特定創業支援事業とは？

「経営」「財務」「販路拡大」「人材育成」の4つの知識をすべて習得できるように認定された継続創業支援(起業サポート)です。

*1 産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、国からの認定を受けた創業支援事業計画において、創業者が「経営」「財務」「人材育成」「販売の方法」の4つの知識をすべて習得できるよう支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に実施されるもの。

まずは「起業家応援プロジェクト」事務局までご相談ください！
八王子市明神町 2-27-6 たましんブルームセンター
([TEL:042-639-1009](tel:042-639-1009)) 担当：仕舘、小野